

別府速見地域広域市町村圏事務組合の決算

別府速見地域広域市町村圏事務組合は、別府市、杵築市、日出町の2市1町が葬斎場や清掃センターなどの事業を共同で行う組織です。事業費は各市町の負担金や施設使用料などで賄われています。当事務組合の令和2年度の決算についてお知らせします。



☎ 広域圏事務局 ☎ 21-1126

区分		歳入	歳出	差引金額
一般会計		11億5,465万円	11億5,465万円	0円
特別会計	秋草葬斎場事業	5億3,007万円	5億2,901万円	106万円
	藤ヶ谷清掃センター事業	11億7,618万円	11億7,618万円	0円
	介護認定審査会事業	2,239万円	2,239万円	0円

※金額は表示している単位未満を調整しています。

入札参加資格申請の受付

別府市が発注する工事・物品購入・施設管理業務など、別府市上下水道局が発注する業務委託・物品購入など、広域圏事務組合が発注する物品購入などについて、入札参加業者の資格審査申請の受付を行っています。

提出期間 2月1日(火)～28日(月) ※郵送は2月28日(月)必着

期間後は原則として受付はできません。

※「上下水道局の業務委託・物品購入」、「広域圏事務組合」には別府市とは別途に申請が必要です。

※提出書類など、詳しくは市報1月号8・9ページまたは市ホームページをご覧になるか、下記へお問い合わせください。

別府市 https://www.city.beppu.oita.jp/ 「トップページ」→「産業」→「入札・契約」→「競争入札参加資格（業者登録）」→各項目			
	工事・コンサルタント	物品など	施設管理業務など
業種	・建設業者 ・建設コンサルタント等業者	物品の買入れ、製造請負（工事請負以外）、リース・レンタル、その他サービスなど	設備運転、ビル清掃、警備、貯水槽清掃、消防設備保守、害虫などの駆除、空気環境測定、一般廃棄物処理など
提出先	契約検査課建設管理係 ☎ 21-1264	契約検査課用度係 ☎ 21-1265	総務課管財係 ☎ 21-1118
※提出書類を土・日曜日、祝日にお持ちになる場合は市役所の宿直へ提出してください。			

上下水道局 https://www.city.beppu.oita.jp/suido/		広域圏事務組合 https://www.bekkihayami-oita.jp/
	業務委託	物品など
業種	水道料金等徴収業務（水道メーター検針、料金収納など）、漏水調査業務、上下水道施設維持管理業務、その他上下水道事業に関する業務（水道配水池清掃業務、下水道清掃業務など）	上下水道局が発注する物品購入など（水道メーター、弁栓類、漏水防止機器、ろ過材料、その他上下水道用機械器具）
提出先	上下水道局総務課契約資産係 （上下水道局2階）☎ 23-3108	別府速見地域広域市町村圏事務組合 （別府市役所4階）☎ 21-1126
※提出書類を土・日曜日、祝日にお持ちになる場合は、上下水道局は上下水道局の宿直へ、広域圏事務組合は市役所の宿直へ提出してください。		

市県民税の申告受付が始まります

【確定申告は2月16日(水)～3月15日(火)※】

申告期間
2月1日(火)～3月15日(火)

申告受付場所		期間
市役所	レセプションホール（1階） ※市民税課 33 番窓口では受付しません。	2月1日(火)～3月15日(火)
出張申告	南部地区公民館	2月2日(水)
	朝日大平山地区公民館	2月3日(木)、4日(金)
	サザンクロス	2月8日(火)
	北部コミュニティーセンターあすなる館	2月9日(水)、10日(木)

※各会場ではマイナンバーカードの申請サポート窓口を設けます。持ち物などはP 14へ。

市役所本庁のみ申告会場の待ち状況をインターネットで確認できます。



マスクを着用してください。検温結果 37.5℃以上の方は入場できません。

※確定申告A様式の受付を市役所で行う期間です。確定申告B様式、住宅ローン控除初年度の人は税務署で申告してください。

■申告の受付日時・場所

市役所での申告 9時～16時
出張申告 9時～15時

※土・日曜日、祝日を除く。
※期間中、時間帯によって窓口が混み合うことがあります。

※郵送受付もしています。

■ご確認ください

◎国民健康保険税や医療費の自己負担限度額、公営住宅の家賃、認可保育園の保育料などの算定を正しく行うためには、次の人も申告が必要です。

①収入がなかった人（学生、休職中、預貯金で生活など）
②非課税収入（雇用保険、児童扶養手当、労災保険、老齢福祉年金のみだった人）

③別府市で初めて非課税収入（遺族年金、障害年金）を申告する人。ただし、一度申告すれば、原則翌年度以降は申告不要

※扶養親族がいる場合は、翌年度以降も申告が必要

※合計所得1千万円超で確定申告が必要でない人は、市県民税申告で同一生計配偶者の追加申告をしないと、配偶者が未申告となる場合があります。

◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除の対象です。普通徴収（納付書または口座振替）で納めた分は、申告することにより市県民税の税額算定に反映されます。申告の際、1月下旬に各担当課から送付された納付証明書をお持ちください。

◎令和4年度の税制改正はホームページでご確認を。申告についての詳細は、市報1月号6ページまたは市ホームページへ。

市民税課普通徴収係
☎(21) 11119

■確定申告は正しくお早めに

【申告期限】

- ・所得税 3月15日(火)
- ・消費税 3月31日(木)
- ・贈与税 3月15日(火)

令和3年分の確定申告の申告期限は、右記のとおりです。

確定申告書は、ご自宅などのパソコンまたはスマートフォンを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、「e-Tax」または「印刷して郵送する方法」により提出することができます。なお、是非ご利用ください。

詳しくは左記ホームページをご覧ください。

HP <https://www.nta.go.jp>
別府税務署
☎(23) 2111

高額介護合算療養費の案内文書を発送

■高額介護合算療養費とは
毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定の限度額を超えた額が高額介護合算療養費として支給される制度です。

別府市国民健康保険または大分県後期高齢者医療制度の被保険者で支給が見込まれる人には、令和4年2月中に案内文書と支給申請書を送付します。

※案内文書が届いた人で、前回申請している人も再度申請が必要です。

■申請方法
申請書に必要な事項を記入し、案内文書に記載している「申請に必要なもの」をお持ちのうえ、保険年金課または各出張所で申請をしてください。

※申請に必要なものが多数ありますのでご注意ください。

保険年金課
☎(21) 1148

みんなで防ごう高齢者虐待

高齢者の虐待は、誰もが直面するかもしれない問題です。早期発見・早期対応により、高齢者や家族を虐待から守ることができます。日頃からの地域全体での見守りや気づきが大切です。また、高齢者虐待は、介護による身体的・精神的負担など様々な要因が重なったときに起こりやすいとされています。介護の悩みは一人で抱えず、地域包括支援センターなどの相談機関へ相談しましょう。



【高齢者虐待は5つの類型に分類されています】※虐待は、受けている人・している人の自覚の有無を問いません。

身体的虐待	殴る蹴るなどの暴力、部屋に閉じ込めるなど
心理的虐待	怒鳴る、無視をする、老化に伴う言動などを嘲笑し恥ずかしい思いをさせるなど
経済的虐待	年金などの財産を無断で使う、生活に必要な金銭を渡さない・使わせないなど
介護放棄・放任	徘徊や病気などの状態を放置する、必要な医療や介護を受けさせないなど
性的虐待	懲罰的に裸にする、性行為の強要など

【ご近所にこんな人はいませんか？】

- ・顔や腕などに不自然なあざや傷がある
- ・「暴力を振るわれた」、「お金を取られた」などの発言がある
- ・服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
- ・自宅から異臭がしたり、屋内・屋外にごみが散乱している
- ・道路に座りこんだり、徘徊したりしている
- ・急な体重減少、極端にやせている
- ・家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする

高齢者虐待に該当しなくても、何らかの支援が必要な状態かもしれません。お気づきの際は、市または地域包括支援センターへご相談ください。通報者は法律で保護されています。

通報・問 介護保険課 ☎21-1463

または各地域包括支援センター（施設などからの虐待相談は介護保険課へ）

バス回数乗車券の販売期間が終了します

令和3年度ひとまもり、おでかけ支援事業バス回数乗車券の販売は令和4年3月31日(木)までです。市内路線バスで使用できるお得な回数券です。購入を希望する人は、期間内に市役所高齢者福祉課、各出張所までお越しください。

対象 別府市に住民登録があり、令和3年度末時点で満70歳以上の人
持ち物 本人確認書類、印鑑（代理の場合は来庁者の本人確認書類も必要）

利用期限

令和5年6月30日(金)

価格 1冊千円

（額面2千円分）

※バス回数乗車券の購入限度冊数は1人12冊までです。すでに今年度12冊購入済の人は購入できません。

問 高齢者福祉課

☎(21)1442

高齢者配食サービス

事業者募集

内容 高齢者向けの昼食を

各利用者宅に配達するとともに安否確認を行う資格 ①市内に事業所があり食品衛生法の営業許可を得ている人②引き続き2年以上同種の営業を営んでいる人③市税を滞納していない人④その他、別府市が定める要件を満たす人

配食サービス開始日

4月1日(金)

募集期間

2月1日(火)～18日(金)

※詳細は左記へお問い合わせください。

問 高齢者福祉課

☎(21)1442

北浜温泉未使用回数券を返金します

令和4年3月31日の営業をもって北浜温泉（テルマース）が廃止となるに伴い、未使用の回数券を返金します。

詳しい申請方法は、市報1月号の14ページまたは市ホームページをご確認ください。

問 温泉課

☎(21)1129

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事などで納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手續にご利用ください。電話での相談も受け付けます。

日時 2月8日(火)、24日(木)
17時30分～20時

問 保険年金課
☎(21)1148

消防本部から重要なお知らせ

緊急通報装置更新のため、下記日程のうち3分間、119番通報が繋がらない時間が発生します。

更新日時 2月10日(木) 深夜0時～3時までの間
不通になる時間帯は更新作業の進捗状況によるため未定です。119番通報が繋がらない場合は、下記の番号で救急や火事などの通報を受け対応します。

ご理解とご協力をお願いします。
問 消防本部 ☎25-1122

国民健康保険証の発送

■70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人(昭和27年2月2日～昭和27年3月1日生まれ)へ、令和4年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を2月下旬に郵送します。

問 保険年金課
☎(21)1148



2月16日(水)11時から試験放送

緊急時の住民への迅速で確実な情報伝達のため、国が全国瞬時警報システムの一斉情報伝達試験を実施します。

放送日時 2月16日(水) 11時～
放送場所 市内11か所のサイレンスピーカー
※試験放送ですでお間違いないようお願いいたします。
※放送内容が不明の場合は、テレフォンサービス

☎0180-999-273まで。
問 防災危機管理課 ☎21-2255

令和4年度交通災害共済

掛金360円

最高100万円の見舞金

※交通災害共済とは、国内で発生した交通事故(人身事故に限る)に対して、見舞金を支払う制度です。
掛金 1人・年額360円
受付開始 2月1日(火)～
共済期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
申込資格 別府市に住民登録している人(外国人含)

む)、就学(学生)のため一時的に転出している人
申込場所 市民課、各出張所

申込方法 右記に設置の加入申込書に記入

問 市民課
☎(21)1136

子どもに関する弁護士専門相談
日時 2月25日(金)
16時～18時
場所 光の園子ども家庭支

だまされないで！市役所を語るサギに注意！

「別府市役所の〇〇です。介護保険料を払い過ぎています。銀行のATMで払い過ぎたお金を受け取ることができます。銀行に行けますか？」



サギです！

お金が戻ることはありません！

すぐに110番通報を！

相談・問 別府警察署 ☎21-2131



援センター内(荘園) **内容** 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。
※1人30分程度
※電話で左記へ申込み。

問 別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園)
☎080(3371)0874

子ども医療費助成

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る医療費(保険診療分)を助成しています。

助成を受けるためには、申請が必要です。4月から小学校に入学する児童の保護者に、市内公立小学校を通じてお知らせを配布します。ご確認ください。

市町村民税の課税状況	助成内容
市町村民税非課税世帯	入院通院
市町村民税課税世帯	入院のみ

問 子育て支援課
☎(21)1427

農地付き空き家 のご案内

別府市空き家バンク制度

別府市では、農地取得後の耕作面積（下限面積）は40アール以上の広さが必要ですが、4月から別府市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限り、下限面積を1アール（1アールに満たない場合はその面積）まで下げ、要件を緩和します。

市内に農地付き空き家を所有し、賃貸または売買を検討している人は、空き家バンク制度をぜひご利用ください。該当する農地の条件や手続の流れについては、左記へお問い合わせください。

① 農地について

農業委員会事務局

☎(21) 1178

空き家バンクについて

産業政策課

☎(21) 1114

市報べっぷ広告募集

市報べっぷ「まちの掲示板」ページに掲載する広告を募集します。詳細は左記へお問い合わせ

ください。

① 秘書広報課

市ホームページを

ご覧ください。

☎(21) 1123

イメージ▶

1種広告 (半段)

1種広告 (半段)

2種広告 (1段)

宝くじ助成金による コミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とし、自治意識の向上を図るためのコミュニティ助成事業を行っています。



中島町自治会コミュニティ活動備品の整備

中島町自治会では、コミュニティ助成金を活用して、会議用テーブルやチェア、ポータブルアンプ、カラー複合機を整備しました。高齢者をはじめ住民に配慮した環境づくりに努めることで自治会活動への参加を促し、住民が和む安心安全な住みよいまちづくりを目指します。



① 自治連携課 ☎21-1125

追加募集 ゆったりストレッチ教室 (1月~3月)

対象 別府市民 参加費 無料

持ち物 ストレッチマットまたはバスタオル、飲み物、タオル、マスク (不織布が望ましい)

申込方法 希望の教室を1か所選んで、官製はがきに次の必要事項を記入のうえ、1人につき1枚(連名不可)で下記へお申し込みください。

①参加者氏名・フリガナ ②電話番号(携帯電話/自宅)
③住所 ④参加希望教室の場所・曜日・時間(右表参照)

宛先 〒874-8511 別府市役所 健康推進課内
「ゆったりストレッチ教室」係

2月8日(火) 必着

※応募多数の場合は抽選で参加者を決定します。参加の可否は電話で連絡します。

※既にストレッチ教室に参加している人は申込みできません。

★換気のため窓を開放します。各自防寒対策をお願いします。

① 健康推進課 ☎21-2188

【日程表】

場所	曜日	時間	定員
南部地区公民館体育室	火	14:00 ~ 14:45	若干名
西部地区公民館体育室	月	9:30 ~ 10:15	
	水	15:30 ~ 16:15	
中部地区公民館体育室	月	9:30 ~ 10:15	
	木	12:50 ~ 13:35	
朝日大平山地区公民館体育室	月	14:00 ~ 14:45	
	水	9:30 ~ 10:15 10:45 ~ 11:30	
北部地区公民館体育室	火	9:30 ~ 10:15	
野口ふれあい交流センター体育室	月	15:00 ~ 15:45	
	金	9:30 ~ 10:15 10:45 ~ 11:30	

債務者相談会

(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。

日時 2月10日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-2会議室

定員 各6人(先着順)

※電話で左記へ申込み

申請 産業政策課

☎(21)1881

身近な人権講座

日時 2月24日(木)

13時30分～

15時30分

場所 朝日大平山

地区公民館

(火売)

テーマ 高齢者の人権問題

演題 住み慣れた地域で尊

厳を持つてその人らしく

暮らすためには

講師 中部地域包括支援セ

ンター 管理者

菅野陽子さん

共生社会実現・部落差

別解消推進課

☎(21)1291

第24回別府市都市

計画審議会の開催

日時 2月24日(木) 10時～

場所 上下水道局3階

大会議室

議題 下水道の変更ほか

申込方法 当日9時30分か

ら、会場前で先着順に受

付を行います。傍聴者が

多数の場合は制限をする

ことがあります。

※マスク着用。体調不良の

人は傍聴をお

控えてください。

問 都市計画課

☎(21)1471



詳細

消費生活相談

消費生活に関するトラブ

ルや契約・解約などの相談

を受けています。一人で悩

まず、お気軽にご相談くだ

さい。

日時 毎週月～金曜日

9時～16時30分

(土日祝を除く。)

相談員 消費生活専門相談員

場所・問

別府市消費生活センター

(市役所4階産業政策課内)

☎(21)1881

普通救命講習

日時 2月13日(日)

9時～12時

場所 消防本部4階

第1会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺蘇生法、

AED取扱い要領、

止血法など

定員 15人

(先着順)

※左記へ電話で申込み

※当分の間市内居住または

市内事業所などでお勤め

の人に制限します。

※受講の際は、感染症対策

にご協力をお願いします。

問 消防本部警防課

☎(25)1124

救急救命講習会

日時 2月9日(水)

9時～12時

場所 浜脇温泉集会所

対象 緊急時の救命・救護

の講習を受講したい人

定員 5人(先着順)

※講習会終了後に修了証を

授与。

申請 湯都ピア浜脇

☎(25)8118

マイナポイント・マイナンバーカードの申請サポート

申請をサポートする窓口を開設しています。

【時間外窓口】《市役所グランドフロア》

2月10日(木)・22日(火)…19時まで

2月6日(日)・19日(土)…9時～12時まで



▲最新情報

【出張窓口】《9時～15時》

市県民税の確定申告の会場に開設します。写真撮影無料!

2月2日(水)……………南部地区公民館

2月3日(木)・4日(金)…朝日大平山地区公民館

2月8日(火)……………サザンクロス

2月9日(水)・10日(木)…北部コミュニティセンター
あすなる館

【マイナポイントの申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・カード取得時に設定した4桁のパスワード
- ・キャッシュレス決済で使用するカードやアプリが入ったスマートフォン

【マイナンバーカードの保険証利用申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・カード取得時に設定した4桁のパスワード

2月下旬にマイナンバーカード交付申請書を発送

75歳以上でマイナンバーカードを未取得の人に「QRコード付きマイナンバーカード交付申請書」を発送予定です。

【マイナンバーカードの申請に必要なもの】

- ・QRコード付き交付申請書(または通知カード)
- ・本人確認書類

顔写真付きの公的な本人確認書類であれば1点、
顔写真のない公的な本人確認書類であれば2点

問 75歳以上の人の交付申請書に関すること
大分県後期高齢者医療広域連合(専用コールセンター)
2月25日(金)～3月31日(木)

☎0120-078441(平日8時30分～17時)

申請サポートに関すること

情報政策課 ☎75-8521(平日8時30分～17時)

マイナンバー、マイナポイント事業全般に関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

(平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分)

農地農業相談

日時 2月17日(木)
13時30分～15時30分
場所 市役所4階
農業委員会室
内容 農地、農業に関する相談など
相談員 農業委員、農地利用最適化推進委員
※予約は2月9日(水)までに電話で左記へ申込み
① 農業委員会事務局
☎(21)1178

人権啓発センターの各種講座

場所 人権啓発センター
(石垣東10丁目)
※参加希望の人は、電話で共生社会実現・部落差別解消推進課☎(21)1291へお申し込みください。
◆センターチャレンジ教室(後期分)
日時 2月8日(火)
10時～12時
テーマ ひなまつりの絵手紙
講師 原野彰子さん
費用 300円程度
定員 10人(先着順)

◆市民人権講座

日時 2月22日(火) 10時～12時
テーマ 部落差別問題
演題 差別戒名について
講師 見成寺 住職
日野詢城さん

令和4年第1回市議会定例会会期日程

2月25日(金)～3月22日(火)
の26日間を予定しています。
※変更となる場合があります。
① 議会事務局
☎(21)1547

わたしたちのねがい

インターネットと人権侵害

インターネットは、情報の収集や、世界中の人とのコミュニケーションなどを行うのに便利なこと、またパソコンからスマートフォンまで様々な機器で使えることから、極めて身近なものとなっています。その一方で、インターネットの悪用による人権侵害事案が目につくのも事実です。

インターネットでの人権侵害の特徴

加害の容易性	書き込み及び画像合成などが簡単。悪用した場合容易に加害者となり得る。
匿名性	加害書き込みは匿名で行える一方、加害者の特定は困難。
被害の拡散性	ネット上に掲載されれば誰でも閲覧可能。コピーされて世界中に広がる。
被害回復の困難性	情報を発信した人及びサイト管理者が特定されないと、削除要請も困難。

インターネット上の人権侵害を防ぐための心得

書き込むべきではないこと	・他人の悪口 ・差別的な内容 ・根拠のない情報やうわさ話 ・悪意を持った書き込みに対する同意の返答
無断で載せられないもの	・知り合いの秘密、個人情報、個人写真及び個人動画 ・他人の本やSNSなどに載っている画像、写真及び記事
安易に信用すべきではないこと	・インターネットで得た情報(何も考えず拡散して裁判に至った事例あり) ・インターネットで知り合った人(特に、安易に直接会わないこと)
特に未成年への対応	・ネット上で自分の悪口を発見したり、心当たりのないメールが送られてきたり、自分の写真が無断で載せられた場合には、大人や信頼できる人に相談することを伝える ・子どもに有害と思われるサイトを遮断するためフィルタリングを行う

インターネット上で人権侵害を受けた場合、法務局やみんなの人権110番、インターネット人権相談サイトなどで情報の削除依頼の方法を助言しています。困った時は下記へご相談ください。常に人権意識を持ち、画面の向こう側にいる相手に配慮することを忘れずに利用しましょう。

① みんなの人権110番 ☎0570-003-110
法務省インターネット人権相談受付窓口
(PC・携帯電話・スマホ共通) HP <http://www.jinken.go.jp>

■2月の無料人権相談 お気軽にご相談ください。

日時 9日(水) 10時～12時、13時～15時
場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)
① 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

人権啓発センターでも相談を受け付けています ※要予約
日時 月～金曜日 9時～16時(受付15時30分まで)
① 人権啓発センター(石垣東10丁目) ☎23-6163

令和4・5年度社会教育関係団体認定申請受付

社会教育関係団体とは、学習・文化・スポーツ・まちづくりなどの社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を地域文化・スポーツの向上、さらには地域社会の発展につなげるために自主的に活動する団体です。

受付期間 2月1日(火)～3月31日(木)
申請対象 社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする団体
※既存の認定団体も申請が必要です。

必要書類

認定申請書とともに下記の書類を添付。

- ①規約または会則
 - ②会員名簿
 - ③令和3年度事業報告書、
収支決算書及び会計監査報告書
 - ④令和4年度事業計画書及び予算書
 - ⑤令和3年度社会教育に関する活動の実績
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

認定期間 令和4年6月1日～
令和6年5月31日(2年間)
申請・① 社会教育課 ☎21-1587



募集 別府市立図書館 スポンサー

法人
その他団体
随時募集中

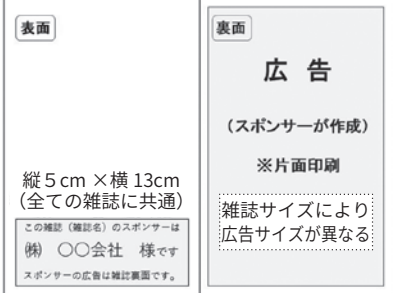
別府市立図書館では、法人などが社会貢献活動の一環として、図書館が行うサービス事業に対しスポンサーとなり、広告媒体として利用していただく制度を始めました。

①雑誌スポンサー事業

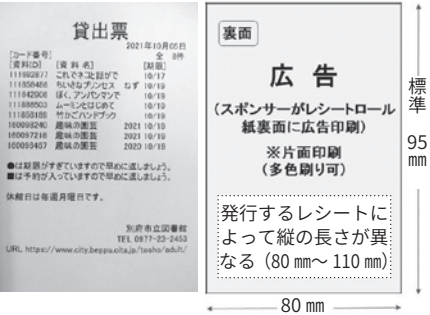
図書館に1年間雑誌を提供する	
提供雑誌	雑誌スポンサーの対象となる「雑誌リスト」から選択（原則先着順） ※3誌まで申込み可
提供期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日までの1年間 ※年度途中の申込は翌年3月31日まで。令和3年度中も可。 ※解約の申し出がない場合は、自動更新。（開始から最長3年）
支払方法	図書館の指定する書店に年間購読料を前納

②レシートスポンサー事業

図書館が発行するレシートロール紙を提供する	
広告の内容	図書館が使用する感熱ロール紙裏面に、広告を掲載した状態で納品する。 納品は50巻単位とする。 《感熱ロール紙》 幅80mm×外径80mm×長さ65m 巻芯径12mm 芯あり
提供期間	令和4年4月1日～ ※納品された感熱ロール紙がなくなり次第終了し、次のスポンサーへ。
支払方法	スポンサーが直接、レシート納品業者に発注し支払う



提供していただいた雑誌に広告入りの透明カバーを装着します。



図書館で発行する貸出票（レシート）の裏面に広告を印刷していただきます。
※途中で広告が切れてもいように複数コマの広告が適しています。

※制度の詳細や募集要領・申込書は、下記にお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

📞 別府市立図書館 ☎ 23-2453 ✉ pub.library@city.beppu.lg.jp

お誕生日おめでとう！ すくすく1さい 2月生まれ <> 内は誕生日です

《すくすく1さい応募要項》3月号締切2月7日(月) 写真の裏に住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・電話番号を記入して、秘書広報課まで(郵送・Eメールで応募する場合は事前にご連絡を) 期限厳守でお願いします。
※このページはウェブ版市報にも掲載します。
〒874-8511 別府市秘書広報課 ☎ 21-1111 内線 2233、2234 ✉ sec-ma@city.beppu.lg.jp

